

平成23年12月  
警察庁  
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集について

警察庁では、本年4月28日に公布された犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）の施行等に伴い、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）」について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これらについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	電子メール	hanzaishueki@npa.go.jp 件名に「パブリックコメント（犯罪収益）」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100 - 8974 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 警察庁刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官付PT係 パブリックコメント（犯罪収益）担当
	FAX	03 - 3504 - 1735 1枚目に「パブリックコメント（犯罪収益）」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成23年12月23日（金）から 平成24年1月27日（金）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答は致しません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住居、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

< 凡 例 >

改正法： 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）をいう。

新 法： 改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をいう。

旧 法： 改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律をいう。

整備令： 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（仮称）をいう。

新 令： 整備令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）をいう。

旧 令： 整備令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令をいう。

新規則： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（仮称）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府等令第1号）をいう。

旧規則： 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（仮称）による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則をいう。

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（仮称）

2 根拠となる法令の条項

新法第 2 条第 3 項、第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 項、第 3 項（改正法附則第 2 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 5 項並びに第 8 条第 1 項並びに別表

改正法附則第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 3 条

3 改正の概要

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

ア 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引関係（新令第11条及び第12条関係）

(ア) 新法第 4 条第 2 項の資産及び収入の状況の確認も併せて行わなければならないこととなる政令で定める額は、200万円とする。

(イ) 新法第 4 条第 2 項第 1 号の政令で定める取引は、その締結が特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であって、次のいずれかに該当するものとする。

その取引の相手方が当該契約の締結に際して行われた取引時確認（当該契約の締結が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との取引である場合にあっては、当該取引時確認。次において「契約時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

契約時確認が行われた際に、当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

(ウ) 新法第 4 条第 2 項第 2 号の犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる政令で定める国又は地域は、イラン及び北朝鮮とする（F A T F 声明における対抗措置対象国・地域を指定することとし、変更があった場合には当該変更に従い対象国・地域を変更することとする。）。

イ 既に取引時確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引関係（新令第13条関係）

(ア) 新法第 4 条第 3 項の他の取引の際に既に確認を行っている顧客等との取引に準ずるものは、次のいずれかに該当するものとする。

当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引（新令第 8 条第 1 項第 1 号に定める取引をいう。以下同じ。）であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間におけるもの

当該特定事業者が合併、事業譲渡等により他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との取引

(イ) 新法第 4 条第 3 項の政令で定めるものは、当該特定事業者が、その顧客等が当該確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引とする。

ウ その他

その他所要の改正を行うこととする。

(2) 経過措置

ア 本人確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引関係

改正法附則第2条第1項及び第2項に規定する本人確認を行っている顧客等との間で行う施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う施行日以後の金融取引であって、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認を行っている顧客等との間におけるもの

当該特定事業者が合併、事業譲渡等により他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認を行っている顧客等との間で行う施行日以後の取引

イ 施行日前の取引に関連する取引関係

改正法附則第2条第4項第1号及び第2号に規定する政令で定める取引は、特定取引であって、これらの号に規定する施行日前の取引において締結された契約に基づくものとする。

ウ 本人確認及び目的等相当確認を行っている顧客等との取引関係

改正法附則第2条第4項第3号に規定する本人確認及び相当する確認を行っている顧客等との間で行う施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う施行日以後の金融取引であって、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認及び目的等相当確認（新法第4条第1項の規定による確認（本人特定事項の確認を除く。）に相当する確認をいう。以下同じ。）を行っている顧客等との間におけるもの

当該特定事業者が合併、事業譲渡等により他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認及び目的等相当確認を行っている顧客等との間で行う施行日以後の取引

当該特定事業者が合併、事業譲渡等により他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認を行っており、かつ、当該特定事業者が施行日前の取引の際に目的等相当確認を行っている顧客等との間で行う施行日以後の取引

エ 新規特定事業者との間で新法相当確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引関係

改正法附則第2条第4項第4号に規定する相当する確認を行っている顧客等との間で行う施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、当該新規特定事業者が合併、事業譲渡等により他の新規特定事業者の事業を承継した場合における当該他の新規特定事業者が施行日前の取引の際に新法相当確認（新法第4条第1項及び第4項の規定による確認に相当する確認をいう。）を行っている顧客等との間で行う施行日以後の取引とする。

オ その他

(ア) 改正法附則第2条第1項、第2項並びに第4項第3号及び第4号に規定する政

令で定めるものは、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引とする。

(1) 旧令附則第3条の規定により旧法の本人確認とみなされる確認を行っている顧客等との取引について、(2)アからウまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

改正法及び(1)の改正により条項番号の移動等が必要となる関係政令について、所要の改正を行うこととする。

4 施行期日

平成25年4月1日とする。

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（仮称）

2 根拠となる法令の条項

旧法第 4 条第 1 項

新法第 4 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を同条第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第 4 項、第 6 条、第 19 条並びに第 20 条

旧令第 5 条及び第 8 条第 1 項

新令第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項

整備令の関係規定（政令第 3 (2) 才参照）

3 改正の概要

(1) 改正法の施行に伴う改正

ア 新法第 4 条第 1 項の規定による顧客等の本人特定事項等の確認の方法（新規則第 4 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 1 項関係）

(ア) 本人特定事項

原則として従来の確認方法と同様の方法とする。

(イ) 取引を行う目的

申告を受ける方法とする。

(ウ) 職業及び事業の内容

自然人の職業及び人格のない社団又は財団の事業の内容については申告を受ける方法、法人の事業の内容については書類により確認する方法とする。

(エ) 実質的支配者

その有無及び本人特定事項について申告を受ける方法とする。

イ 新法第 4 条第 2 項の規定による顧客等の本人特定事項等の確認の方法（新規則第 13 条関係）

(ア) 本人特定事項

ア(ア)と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示等を受ける方法とする。

(イ) 取引を行う目的

ア(イ)と同様の方法とする。

(ウ) 職業及び事業の内容

ア(ウ)と同様の方法とする。

(エ) 実質的支配者

その有無及び本人特定事項について書類により確認する方法とする。

(オ) 資産及び収入の状況

書類により確認する方法とする。

ウ 実質的支配者の範囲（新規則第 9 条第 2 項関係）

株式会社等の資本多数決の原則を採る法人については当該法人の議決権の総数の

4分の1を超える議決権を有している者、それ以外の法人については当該法人を代表する権限を有している者とする。

エ 代表者等の本人特定事項の確認の方法（新規則第11条関係）

（ア）原則として従来の確認方法と同様の方法とする。

（イ）代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由について規定することとする。

オ 確認記録の作成方法及び記録事項（新規則第16条及び第17条関係）

取引時の確認事項が追加されること等を踏まえた所要の改正を行うこととする。

カ 特定金融機関の体制の整備（新規則第25条関係）

特定金融機関が外国所在為替取引業者との間で委託契約等を締結して為替取引を行う場合の体制の整備について規定することとする。

キ 疑わしい取引の届出様式（別記様式第1号から第3号まで関係）

取引時の確認事項が追加されること等を踏まえた所要の改正を行うこととする。

ク その他所要の改正

その他所要の改正を行うこととする。

(2) その他の改正

ア 受益者により犯罪による収益の移転に利用されるおそれがないと認められる従業員持株会制度を発展させた信託等について、受益者の本人確認を要しない信託として規定することとする。（新規則第3条関係）

イ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、本人確認書類について、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書及び外国人登録証明書を除くとともに、新たに在留カード及び特別永住者証明書を規定することとする。（新規則第5条関係）

ウ 道路交通法施行規則（昭和35年内閣府令第60号）の一部改正により記載事項の変更の届出が義務付けられることとなる運転経歴証明書について、本人確認書類として明示的に規定することとする。（新規則第5条関係）

エ 現行で本人確認を要しないこととされている郵便物受取代行サービス業者に係る一定の取引について、新たに規制の対象とすることとする。（新規則第10条関係）

オ 東北地方太平洋沖地震の発生を受けた本人確認方法等の特例について、特例としての取扱いを終了することとする。（旧規則附則第6条関係）

カ その他所要の改正を行うこととする。

(3) 経過措置

ア 整備令からの委任事項

整備令の関係規定に規定する顧客等が既に確認を行っているものであることを確かめる方法は、新規則第14条に規定する方法と同様の方法とする（政令案の概要3（2）オ参照）。

イ 外国人登録原票の写し等関係

（ア）入管法等改正法の施行後も、6か月間は、外国人登録原票の写し及び外国人登

録原票の記載事項証明書を本人確認書類として用いることができることとする。

- (イ) 入管法等改正法の施行後も、入管法等改正法附則の規定により一定期間は外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされることから、当該期間内は外国人登録証明書を本人確認書類として用いることができることとする。

ウ 運転経歴証明書関係

平成24年4月1日前に発行された運転経歴証明書は、記載事項の変更の届出が義務付けられないことから、従前と同様に、発行後6か月間に限り本人確認書類として用いることができることとする。

エ 犯罪による収益の移転に利用されるおそれのない取引関係

新規則第10条第1項第7号二に規定する当該支払を受ける者が、当該支払を行う顧客等又はその代表者等について施行日前に旧法第2条第2項第1号から第15号まで及び第28号の2に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置を行っている場合における施行日以後の取引については、当該支払を受ける者が当該支払を行う顧客等又はその代表者等について施行日以後に取引時確認を行っている場合と同様に特定取引から除かれることとする。

オ 取引時確認の方法の特例関係

新規則第12条第1号及び第2号に規定する他の特定事業者が施行日前に当該口座の開設又は当該クレジットカード等の交付等に際し本人確認等を行い、かつ、施行日以後に取引時確認を行っていない顧客等又は代表者等について行なう新法第4条第1項の規定による確認は、それぞれ次の方法により行うことができることとする(当該他の特定事業者との間で、あらかじめ、これらの方法を用いることについて合意をしている場合に限る。)

- (ア) 当該他の特定事業者が施行日前に本人確認を行っている場合(イ)に該当する場合を除く。)

当該他の特定事業者が当該本人確認を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認するとともに、新法第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を第7条から第9条までに規定する方法により確認する方法

- (イ) 当該他の特定事業者が施行日前に本人確認及び目的等相当確認(新法第4条第1項の規定による確認(本人特定事項の確認を除く。))に相当する確認をいう。)を行っている場合

当該他の特定事業者が当該本人確認及び目的等相当確認を行い、かつ、これらの確認に係る確認記録に相当する記録を保存していることを確認する方法

- (ウ) 当該他の特定事業者が施行日前に旧令附則第3条の規定により旧法の本人確認とみなされる確認を行っている場合(ア)、(イ)及び(エ)に該当する場合を除く。)

当該他の特定事業者が当該確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録に相当する記録を保存していることを確認するとともに、新法第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を第7条から第9条までに規定する方法により確認する方法

- (エ) 当該他の特定事業者が施行日前に新法相当確認(新法第4条第1項及び第4項



の規定による確認に相当する確認をいう。)を行っている場合((イ)に該当する場合を除く。)

当該他の特定事業者が当該新法相当確認を行い、かつ、当該新法相当確認に係る確認記録に相当する記録を保存していることを確認する方法

#### カ 別記様式関係

平成24年10月以後(予定)は、改正後の届出様式による疑わしい取引の届出ができることとする。

#### 4 施行期日

平成25年4月1日とする。ただし、3(2)アに係る部分は公布の日、3(2)ウ及びオに係る部分は平成24年4月1日、3(2)イに係る部分は入管法等改正法の施行の日(平成24年7月を予定)とする。